

平成29年 2月15日

建設工事・コンサル登録業者 各位

津山市財政部契約監理室

津山市電子入札実施要領の改正について（お知らせ）

「津山市建設工事等入札ガイドライン」、「津山市建設工事一般競争入札（事後審査型制限付き）公告共通事項」等の規定に対応するため、津山市電子入札実施要領を下記新旧対照表のとおり改正します。

新旧対照表（改正箇所のみ抜粋）

現行	改正後
<p>第9 工事費見積設計書</p> <p>1 工事見積設計書の作成</p> <p>工事見積設計書の作成は、低入札調査価格制度の取扱い要領又は高落札率入札調査制度の取扱い要領により作成しなければならない。</p> <p>2 工事見積設計書の提出</p> <p>電子入札案件の場合の工事見積設計書の提出は、上記の要領中で、「開札の際、即時に」とあるのは「開札日の前日の執務時間中までに」と、「入札が午前中の場合は当日5時まで、また入札が午後の場合は翌日の正午までに」とあるのは「開札が午前中の場合は当日5時まで、また開札が午後の場合は翌日の正午までに」と読み替えるものとする。ただし、開札日の前日が市の休日の場合は、その前日とする。</p> <p>なお、工事見積設計書は、次に掲げる事項を</p>	<p>第9 <u>低入札に係る見積設計書（内訳書）</u></p> <p><u>低入札に係る見積設計書（内訳書）は、低入札調査価格制度の取扱い要領又は高落札率入札調査制度の取扱い要領により作成しなければならない。また、その提出方法等については、別に定めるところによる。</u></p>

記載した封筒に封入し、別に定める方法で提出しなければならない。

- (1) 提出者の会社名
- (2) 工事費見積設計書が在中している旨
- (3) 当該電子入札案件に係る建設工事等の名称及び開札日

第10 入札に関する事項

2 入札辞退

指名競争入札で指名された業者、又は一般競争入札で参加表明を行った業者、若しくは総合評価型一般競争入札で技術提案書を提出済の業者で、入札を辞退しようとするときは、入札書を提出せず、入札書受付締切日時までに入札辞退届を原則として電子入札システムにより提出するものとする。

入札書受付締切日時までに電子入札システムにより入札書の提出、又は辞退の届けがない電子入札の参加資格者について無届欠席したものとみなし、津山市建設工事等請負契約に関する指名停止等措置要綱（平成6年津山市告示第28号、以下「指名停止要綱」という。）第7条を適用する。

3 落札可能届の提出

電子入札で同一日に複数の案件を応札する場合にあって、配置可能な技術者等の数を超える件数の入札案件に応札する場合は、入札書受付開始日の執務時間中までに落札可能届を提出しなければならない。なお、落札可能届の提出がなく、落札候補者となった後に、技術者等の不足を理由に落札候補者又は落札者を辞退した場合は、指名停止要綱第7条を適用する。

開札の結果、落札可能届に記載された案件について、落札可能件数の落札候補者又は落札者となった場合は、以後の案件の応札は辞退したものとみなし、提出された入札書を無効とする。

第15 その他

第10 入札に関する事項

2 入札辞退

指名競争入札で指名された業者、又は一般競争入札で参加表明を行った業者、若しくは総合評価型一般競争入札で技術提案書を提出済の業者で、入札を辞退しようとするときは、入札書を提出せず、入札書受付締切日時までに入札辞退届を原則として電子入札システムにより提出するものとする。

後段削除

3 落札可能届の提出

電子入札で同一日に複数の案件を応札する場合にあって、配置可能な技術者等の数を超える件数の入札案件に応札する場合は、**当該入札開札日前日**の執務時間中までに落札可能届を提出しなければならない。

後段削除

開札の結果、落札可能届に記載された案件について、落札可能件数の落札候補者又は落札者となった場合は、以後の案件の応札は辞退したものとみなし、提出された入札書を無効とする。

第15 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

改正 平成21年 7月 1日

改正 平成22年 7月 1日

改正 平成24年 4月 1日

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

改正 平成21年 7月 1日

改正 平成22年 7月 1日

改正 平成24年 4月 1日

改正 平成29年 2月15日